尼崎市地域交通政策審議会
第２回部会　　資料第２号
平成２８年８月１８日

（仮称）尼崎市自転車のまちづくり推進条例の制定

～自転車を「都市課題」から「都市魅力」へ～

次の１００年へ
スマートバイク！

シビック・プライド
の醸成

尼崎市危機管理安全局
危機管理安全部生活安全課

１　本市における自転車の課題について

まちの特長

・地理的特徴

・交通利便性

・コンパクトな都市機能

どこにでも自転車で行ける
住みやすさ、気軽さがある
まち

一方で・・・

まちの課題

＜自転車の交通事故＞

＜放置自転車＞

＜自転車の盗難＞

①事故防止（現状）

- 人身事故の約４割が自転車関連
- 「自転車安全運転の日」を定め、警察や関係機関と連携し、定期的にキャンペーンを実施。
- 自転車関連事故マップ（※）の作成・公表

※市立小学校区ごと

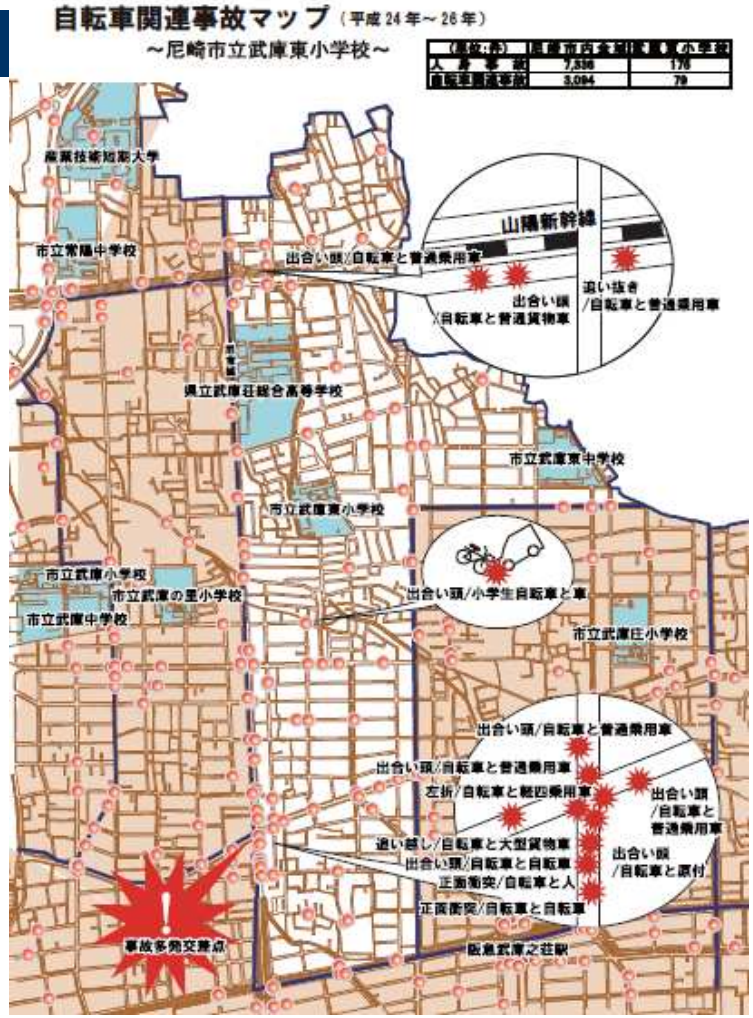

②放置対策（現状）

改善前

現在

県下ワースト１０駅中５駅が本市であった。しかし、指定管理者に対する４つの業務（①駐輪場管理、②指導整理、③撤去、④保管返還）の一括委託等により、平成２５年度からの３年間で６２．１％減少

③盗難など（現状）

- 街頭犯罪の約半数が自転車盗難（約2,５００件）
- 毎月６日を「ロックの日」とし、啓発強化

（参考）自転車の前かごからのひったくりについても、毎月２日を「ひったくり防止の日」として啓発強化

④走行環境（自転車レーン等）整備（現状）

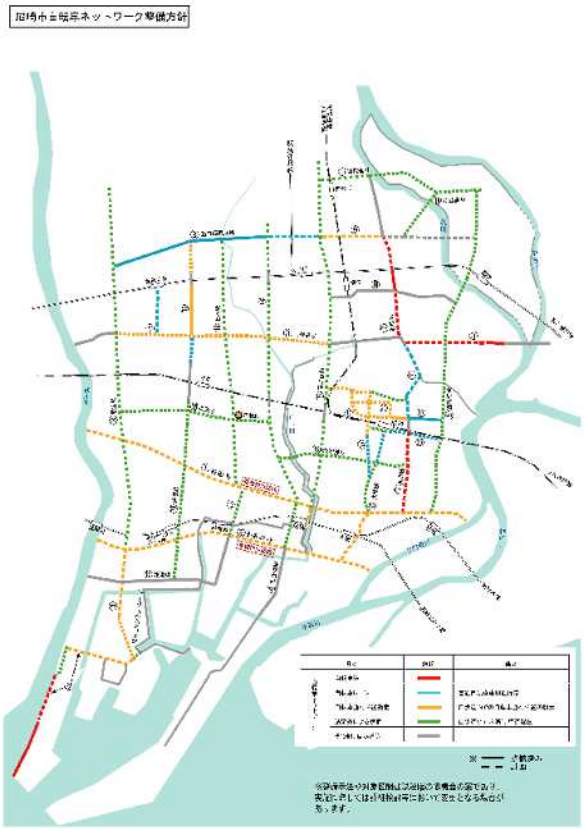

- 市内における安全で快適な道路環境を整備するための基本的な考え方として、「尼崎自転車ネットワーク整備方針」に基づき整備している。
- 市道のうち約３５Kmの整備を予定しており、平成２７年度末時点で約３．７ Kmを整備済

市道西川線
の自転車レーン→

←近松線（県道大阪伊丹線）
の自転車道

主な課題の解決状況

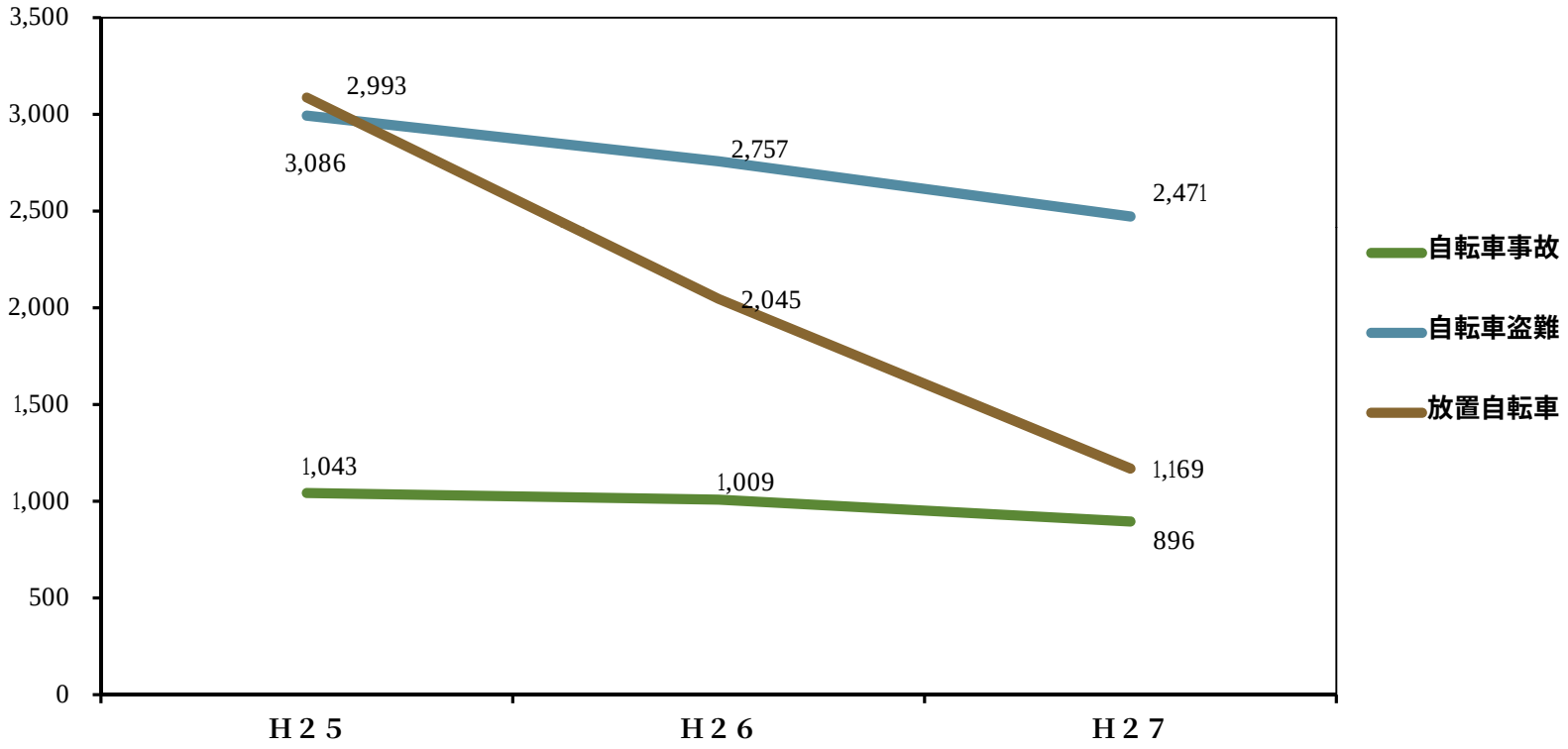

- 事故は、1,043件→896件に（14.1%減少）
- 放置自転車は、3,086台→1,169台に（62.1%減少）
- 盗難は、2,993件→2,471件に（17.4%減少）

２　本市が目指す自転車のまちづくり

まちの特長

①地理的特徴

②交通利便性

③コンパクトな都市機能

どこにでも自転車で行ける住みやすさ、気軽さがあるまち

まちの魅力

・環境に優しい
・健康にも良い
・買い物もしやすい
・観光

まちの課題

平成２５年で見てみると・・・

・事故
（人身事故の約４割が自転車関連）
・放置
（県下ワースト10駅中５駅が市内）
・盗難
（街頭犯罪の約半数が自転車盗難）

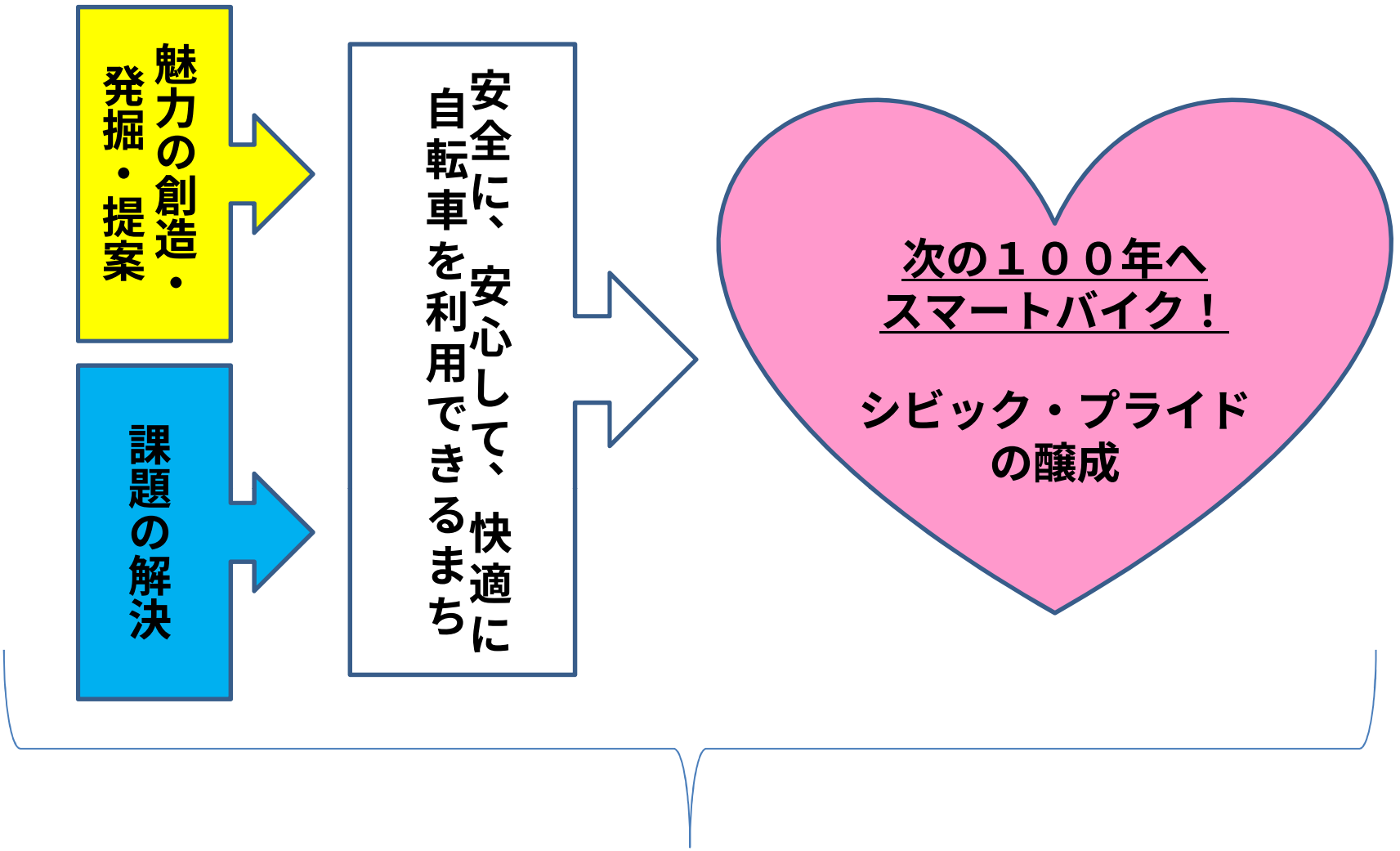
魅力の創造・発掘・提案
課題の解決
安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまち
次の１００年へ
スマートバイク！
シビック・プライドの醸成
市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、協働することが必要

７つの視点

課題の解決

①事故防止
②放置対策
③盗難・ひったくり防止

魅力の創造等

⑤地域経済の活性化及び循環
⑥環境・健康
⑦観光

④走行環境（自転車レーン等）の整備

条例制定について

○現在残っている課題の解決について、交通マナーの悪い利用者に対し市職員が指導する根拠がなかったり、市民に自ら盗難防止策を講じる義務がないなど、啓発等といった既存の施策だけでは限界がある。

○まちづくりであることから、市だけではなく、市民、事業者の皆さまにも主体的に参加していただく。

○魅力の創造等も含めた、総合的な自転車のまちづくりを進めていくことを明確に表明する必要がある。

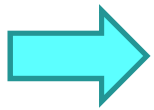

条例の制定

①事故防止

- 尼崎市の人身事故全体に占める自転車関連人身事故の割合は４割を占める。（県平均は２割）
- 信号無視、スマホやイヤホンの“ながら運転”など、基本的なルール遵守やマナー向上が十分でないため、より効果的な取組が必要。
- 全ての自転車利用者に向け様々な角度から施策を行うため、市以外にも、市民や事業者の責務を明確にする必要がある。

②放置対策

- 放置自転車は、歩行者や、車椅子に乗っておられる方、緊急・災害車両の妨げになるだけでなく、盗難され、ひったくりや危険運転に使用されることがある。
- すでに条例や規則があるが、①駅周辺の放置ドーナツ化、②法的には駐輪場を設置する義務を負わない小規模店舗などで発生する放置自転車といった問題がある。

③盗難・ひったくり防止

- 自転車盗難については、減少傾向にあるが、依然として本市の街頭犯罪認知件数の約半数を占める。より抑止力を高める新たな施策を実施する必要がある。（施錠は法令で利用者に義務付けられてはいない。）

- 市内のひったくり認知件数は啓発等の取組により激減している。（前かごカバーの装着は法令で利用者に義務付けられていない。）

④走行環境（自転車レーン等）整備

「課題の解決」、「魅力の創造等」の両方に欠かせない重要な施策であることから、市の責務として規定することを検討する。

⑤地域経済の活性化及び循環

商店利用の際の自転車マナーは、利用者のみに責任を委ねるだけでは解決の図れるものではないため、条例で、商業者の責務を明確にし、市や市民と協働で、自転車のまちづくりに参画していただくことは有効である。

また、自転車を活用した経済の活性化（自転車での買い物推進、自転車関連の創業支援等）の機運を高める１つの手段としても条例化は有効である。

⑥環境・健康

自動車から、排ガスが出ない自転車や徒歩への転換による、エコ通勤推進の考え方を条例に反映させることは有効。

また、生活習慣病予防や健康寿命を延ばすだけでなくストレス解消にもつながる心身両面の健康や経済活性など他の観点と合わせ、環境配慮を理念として盛り込むことを検討する。

⑦観光

都市課題から都市魅力へと転換していく上で、自転車利用の楽しみ方の１つとして規定することは、重要。今後、尼崎城址公園と臨海部を結ぶ尼っ子リンリンロードを活用した観光需要の掘り起こしなどを検討する。

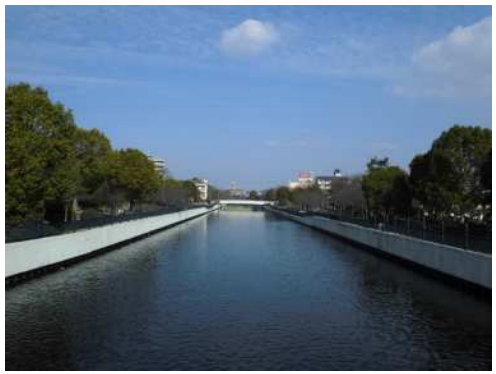

課題の解決

①事故防止
②放置対策
③盗難
　・ひったくり防止

魅力の創造等

⑤地域経済の活性化
　及び循環
⑥環境・健康
⑦観光

④走行環境（自転車レーン等）の整備

&

７つの視点に共通すること

A　実施体制、罰則、警察の協力
B　市民、事業者及び市の責務

３　今後の主なスケジュール（予定）

平成２８年１１月	条例素案の作成
平成２８年１２月	条例素案の公表及び意見聴取
平成２９年　１月	意見聴取結果公表
平成２９年　２月	市議会へ提出

条例制定後	条例の規定内容を補完する 規則、要綱、推進計画等作成